

第三回 自治体こども計画策定ガイドライン 検討のための有識者会議

令和6年2月14日(水)15:30～ オンライン

1. 第二回会議の意見と対応
2. ヒアリング結果について
3. ガイドラインの素案
4. 今後のスケジュールについて

1. 前回の会議における主なコメントと対応案について

主なコメント

対応案

ガイドラインについて

・横串のポイントからページを探せる別立ての目次があったら良いのではないか。(昭和薬科大学・吉永先生)

・目次の書き方を検討する

・こども大綱の記載「地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する」のうち「地域の実情に応じた」が重要なところなので、それをガイドラインの冒頭できちんと説明するとよいのでは。(こども家庭庁・清原参与)

・自治体こども計画について教育振興基本計画との連携を含めて進めていただきたい、すなわち市長部局と教育委員会の連携を推進し、それを支援するというのが、こども大綱に書かれているので、ガイドラインの第1章、あるいはその他の計画との関係のところに明記するとよい。(こども家庭庁・清原参与)

・「5-1上位計画・関連計画との整合確認」で教育振興基本計画との連携に言及する。

・教育振興基本計画との連携について、こども福祉の部門からアプローチしても、教育委員会がそれを受け入れない場合があるので、文科省の働きかけが必要と感じている。(豊島区・副島子ども家庭部長)

→文科省との連携はまさにこども家庭庁がやらなくてはならないことなので、国レベルで動く必要のあることがあれば是非意見をいただきたい。(こども家庭庁・佐藤参事官)

・第3章にライフステージ別の重要事項という記載があるが、ライフステージごとの記載を必須としてしまうと内容が限定されてしまうので配慮してほしい。また、青年期への支援策を具体的に書けるような構成としてほしい。(滋賀県・園田子ども・青少年局長)

・第3章で大綱の「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえる旨を記載。「ライフステージ別の重要事項」については青年期についても触れる。

→法律上は「こども大綱を勘案して」としか書かれていないので、「その勘案することも大綱って、こうなっています」ということを示すため、こども大綱のつくりを参考として記載するくらいのイメージである。大綱では青年期のことにも触れてはいる。(こども家庭庁・佐藤参事官)

・第4章の「審議会の設置・運営」について、この審議会は条例設置上の審議会として定義づける予定か。(関東学院大学・牧瀬先生)

・「4-3協議会の設置・運営」では、協議会の位置付けやメンバー等に応じて複数の事例を掲載する。

→審議会に関しては、条例設置なのか要綱設置なのか明記するつもりはない。自治体の判断で設置することでよいということを示したい。(こども家庭庁・佐藤参事官)

・第4章の「外部委託」について、対等な関係という観点から「協働・協創」の表現にしたほうがよい。(関東学院大学・牧瀬先生)

・「外部委託」という表現は残しつつ、自治体職員と委託事業者の綿密な連携が必要である旨を記載する。

・自治体が計画策定をシンクタンクやコンサルに委託すると画一的な内容になりかねないので、できれば自前で策定するよという記載があってもよい。(関東学院大学・牧瀬先生)

・市民協働については「4-4関係機関との連携」で触れる。

・委託ありきで委託に関する項目を立てるよりも、地域の実情に応じて、委託という手法をとることは十分あり得ると認識しているので、その際の留意点を書いたほうが良いと思う。(こども家庭庁・佐藤参事官)

・外部との協働について、例えば市民活動の団体、NPOは、ここに入るのか。(昭和薬科大学・吉永先生)

→外部委託とは別の考え方かと思われるので、市民協働のような項目をたてたい。(事務局)

1. 前回の会議における主なコメントと対応案について

主なコメント

対応案

ガイドラインについて

・アンケートは量的な分析だけでなく質的な観点もあるのではないか。「自治体ごとのよい調査のために」みたいな感じのポイントがあっても良いのでは。(昭和薬科大学・吉永先生)
 →意見聴取とそれ以外の調査で章を分けることは議論の余地があると思っていたところ。(こども家庭庁・佐藤参事官)
 →章として独立させたとしても計画の策定・実行・評価時には常に当事者の意見を意識する必要があるという認識。(こども家庭庁・清原参与)
 ・アンケート調査とヒアリング調査は、対象による使い分けなどあると思うので、長所・短所等の記載があると参考になる。(豊島区・副島子ども家庭部長)

・「6-1アンケートの実施」と「7-1こども・若者、子育て当事者への意見聴取」の章は分けつつも、留意点としてそれぞれの長所短所や定性的な分析について触れる。

・意見聴取について、こどもの声を聞く専門性ということについても、コラムや自治体の事例で言及してほしい。ユースワーカー、プレイワーカー、コミュニティワーカー等の海外事例に言及していただき、アドボケートのような考え方についても定義してほしい。(昭和薬科大学・吉永先生)
 ・意見聴取にあたっての専門家が地域内では限られている。人材の紹介のような記事があるとありがたい。(剣淵町・板東住民課長)

・「7-1こども・若者、子育て当事者への意見聴取」において専門家起用の事例があれば掲載する。

・計画の完成形イメージがほしい。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、イメージ図、骨組みが示されており、参考に計画策定した。(滋賀県・園田子ども・青少年局長)

・「8-1計画の構成」で計画の構成例をいくつか掲載する。

・ガイドラインにおいて、指標とか評価をどう表現すれば自治体の皆様にとって取り組みやすいか御意見があればお聞きしたい。(こども家庭庁・清原参与)
 →自治体は国の交付金に頼っている場合が多く、例えばSDGs指標やウェルビーイング指標を掲げないと交付金をもらえないと誤解している場合があるので、交付金はそれに縛られないと書くのは一案。指標としては総合計画等の上位計画を持ってくるのが一番ではある。(関東学院大学・牧瀬先生)

・「8-3計画の評価・見直し」で指標や評価の事例を掲載する。

好事例自治体ヒアリングについて

・自治体の計画策定にあたっての力点ごとにパターン化(例えば総合型、弱者特化型、)ができるのではないかと。また、自治体がこども計画を策定する目的は何なのかも明らかにした方がよい。(関東学院大学・牧瀬先生)
 →パターン化に関連して、一体的な計画策定にもいろいろある(例えば、こども計画とは別に虐待に特化した計画を策定しているのでそちらを参照等)ので、全体としてどのようにこども大綱を勘案した自治体こども計画としてみなすかについても示したい。また、自治体こども計画の目的自体は、こども基本法に掲げる基本理念を達成すること、基本理念に則したこども政策を行っていくということなので、それはガイドラインに明記したい。(こども家庭庁・佐藤参事官)

・ヒアリング後の取りまとめにあたって必要に応じてパターン化して整理を検討。

・ヒアリング対象自治体の首長の施政方針の内容や分量を確認すると良い。(関東学院大学・牧瀬先生)

・ヒアリング後の取りまとめにあたって必要に応じて施政方針を確認。

3. ヒアリング結果について

No.	自治体名	自治体規模※	ヒアリング日時・自治体の対応者
1	北海道釧路町	中都市未満	12/7(木)13:30～ 住民課 環境生活グループ
2	東京都豊島区	大都市	12/8(金)10:30～ 子ども家庭部 子ども若者課 管理・計画グループ
3	滋賀県	都道府県	12/13(水)13:30～ 健康医療福祉部 子ども・青少年局 子ども未来戦略室
4	石川県	都道府県	1/22(月)13:30～ 健康福祉部 少子化対策監室 子ども・子育て企画グループ
5	川崎市	大都市	1/22(月)15:30～ こども未来局 総務部 企画課
6	相模原市	大都市	1/23(火)9:30～ こども・若者政策課 総務・政策班
7	高知県四万十市	中都市未満	1/24(水)10:00～ 子育て支援課 企画係
8	大阪府豊中市	中都市	1/24(水)13:30～ こども未来部 こども政策課 企画調整係
9	京都市	大都市	1/25(木)10:00～ 子ども若者はぐくみ局 育成推進課
10	山形県	都道府県	1/25(木)15:30～ しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課
11	名古屋市	大都市	1/26(金)14:30～(対面) 子ども青少年局 企画経理課 企画係
12	福岡県宗像市	中都市未満	2/7(水)10:00～ 子ども子育て部 子ども育成課 子ども政策係
13	秋田県湯沢市	中都市未満	2/14(水)10:00～ 福祉保健部 子ども未来課 児童福祉班
14	浜松市	大都市	調整中

※大都市は政令指定都市と特別区、中都市は人口10万人以上の市、中都市未満は人口10万人未満の市と町村

※ヒアリングは基本オンラインにて実施、1自治体当たりの所要時間は1～1.5時間。

3. ガイドラインの素案

目次

詳細は別紙のとおり

I 自治体こども計画策定に関する内容

第1章 自治体こども計画の概要	XX
1-1 自治体こども計画の概要	
1-2 自治体こども計画の目的と必要性	
第2章 ガイドラインの概要	XX
2-1 ガイドラインの目的	
2-2 ガイドラインの基本姿勢	
第3章 こども大綱に書かれている内容	XX
3-1 こども施策に関する重要事項	
3-2 「ライフステージを通じた重要事項」に書かれている内容	
3-3 「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容	
3-4 「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容	

II 自治体こども計画策定の手法

第4章 計画策定体制・スケジュール	XX
4-1 スケジュールの検討	
4-2 庁内体制の構築	
4-3 協議会の設置・運営	
4-4 関係機関との連携	
4-5 予算の確保	
4-6 外部委託	
第5章 既存計画との関係	XX
5-1 上位計画・関連計画との整合確認	
5-2 一体とできる計画の確認	
第6章 計画策定のための調査・分析	XX
6-1 アンケートの実施	
第7章 こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映	XX
7-1 こども・若者、子育て当事者への意見聴取	
7-2 こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果の反映	
第8章 計画の策定・更新	XX
8-1 計画の構成	
8-2 目標の設定	
8-3 計画の評価・見直し	